

京都府告示第244号

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）第6条の2第1項第1号ただし書の知事が別に定める構造方法は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める告示（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ（1）から（9）まで及び（10）ただし書の規定による構造方法とし、令和元年10月3日から施行する。

令和元年10月3日

京都府知事 西脇 隆俊